

ぎふっこマーク取扱要綱

(目的)

第1条 岐阜県内において、少子化対策、男女共同参画、子育て支援、児童養護その他の施策を展開する際に使用するシンボルマークを「ぎふっこマーク」として定め（以下「ぎふっこマーク」という。）、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ぎふっこマーク)

第2条 ぎふっこマークは、別記1のとおりとする。

- 2 ぎふっこマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1)サイズを拡大し、又は縮小するときは、縦横の比率を維持すること。
 - (2)カラー印刷をするときは、原図の配色を変更しないこと。
 - (3)ぎふっこマークのデザインと企業、商品等のイメージが同一化するような使用をしないこと。
 - (4)ぎふっこマークのデザインを自己のものとして商標又は意匠に使用、登録等をしないこと。

(県及び市町村の使用)

- 第3条 県は、県が行う少子化対策、男女共同参画、子育て支援、児童養護その他の施策を展開する際には、ぎふっこマークの使用に努めるものとする。
- 2 県内の市町村は、市町村が行う施策を展開する際には、必要に応じぎふっこマークの使用をすることができる。
 - 3 県又は市町村がぎふっこマークを使用する場合は、別記2に掲げる使用例のほか、適宜必要な文字を併せて表示することができる。

(民間事業者の使用)

- 第4条 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に参加し、又は岐阜県子育て支援企業に登録しているものは、ぎふっこマークを使用することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。
- (1)ぎふっこマークを商品化する場合その他営利を目的として使用する場合
 - (2)政治活動又は宗教活動に利用する場合
 - (3)公序良俗に反する場合その他ぎふっこマークの使用が不適當であると県が認める場合
- 2 民間事業者がぎふっこマークを使用する場合は、別記3に掲げる文字列のうちいずれか一つを併せて表記するものとする。民間事業者は、別記3以外の文字列を併

せて表記する場合は、あらかじめ県に協議しなければならない。

(使用料)

第5条 んふっこマークの使用料は、無料とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、んふっこマークに関し必要な事項は、県が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業シンボルマーク使用取扱要領(平成18年7月4日)は、廃止する。

別記1 りふっこマーク（第3条第1項関係）



別記 2 県又は市町村が使用する場合の例（第 3 条第 3 項）

①



②



別記3 民間事業者が使用する場合に併せて表記すべき文字列（第4条第2項関係）

(1)岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に参加している場合

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に参加しています。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業を支援しています。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業を応援しています。

(2)岐阜県子育て支援企業登録制度に登録している場合

岐阜県子育て支援企業登録事業者

岐阜県子育て支援企業登録事業所

岐阜県子育て支援企業に登録しています。